

個人情報保護審査会（第71回）会議議事録

- 1 日 時 令和2年12月3日（木）
午後1時30分から午後2時20分まで
- 2 場 所 市役所本庁舎11階南会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、長谷川委員、西村委員、
木村委員、小林委員、
事務局 小坂課長、塩野課長補佐（行政管理課）
岡田課長、星野課長補佐（情報政策課）
説明者 山本課長補佐（交通政策課）
阿久澤副主幹、矢端主任（資産税課）
中島課長補佐、荒井係長（長寿包括ケア課）
栗原係長（障害福祉課）
蛭田主任（農政課）
舘野副主幹（農村整備課）
廣嶋係長（教育委員会事務局総務課）
齊藤主任（学校教育課）
片貝副主幹（生涯学習課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

個人情報取扱事務開始届等について

(3) その他

(4) 閉会

5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に西村委員を指名した。

6 審議・報告事項について

個人情報取扱事務開始届等について

情報政策課長から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（栄典事務以下46件）、個人情報取扱事務変更届（調査事務以下89件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの504件）について報告があった。

○主な質疑

【開始届 No. 45 おくやみ相談窓口】

(小磯会長)

個人情報収集先に本人とありますが、ここでいう本人とは来庁者本人のことを差しているのでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

その通りです。

【開始届 No. 4、30、34 防犯カメラ設置・運営事業関係】

(小磯会長)

NO. 4、30、34は防犯カメラの設置に関する届ですが、本来であれば、条例第6条第2項第9号該当になりますので、審査会の意見を聴いたうえで、事務を開始することになりますが、何れも第40回の個人情報保護審査会で防犯カメラの運用に関しては、ガイドラインを定めて行うことと意見が出されており、その意見に基づき事務を行っているとのことですが、意見はございますか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に意見がないようなので、本件については、審査会として適当であると意見を出したいと思います。

【開始届 No. 22 まえばしFOODタクシー事業に係る未収金精算事務】

(小磯会長)

この事務の内容について、詳細に説明をお願いします。

(交通政策課 山本課長補佐)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として行った事業となりますが、飲食店のテイクアウトを利用者が直接店舗に訪れなくても、タクシー事業者が代わりに家まで持ってきてくれるサービスになります。配送料金については、距離に問わず一回1,500円を設定しました。利用者負担が300円、飲食店の負担が300円、前橋市の負担が900円であり、市の負担分をタクシー事業者に支払うために必要な書類として、個人情報が記載された注文票を飲食店から収集しました。

(小磯会長)

精算事務に使用するために、利用者本人からではなく、事業者から収集したということですが、他の委員さんから意見はありますか。

(長谷川委員)

対象者の範囲に前橋市内在住者及び在勤者とありますが、ここでの範囲は飲食事

業者とタクシー事業者と、宅配を利用したお客さんということになるのでしょうか。

(交通政策課 山本課長補佐)

宅配利用者だけの情報となります。

(小磯会長)

他に意見がないようであれば、本件は事後ではありますが、特に問題なしとしたいと思います。

【変更届 No. 81 群馬県警察認知症高齢者等事前登録制度】

(長谷川委員)

本事業が新規の開始届ではなく、変更届になっているのはなぜでしょうか。

(長寿包括ケア課 中島課長補佐)

群馬県の事業ではありましたが、平成29年から前橋市においても一部情報を共有し、事業も共同で行っていた部分もありましたので、開始届は既に出していました。今回は、県の事業終了とともに、事業自体を本市で引き継いでおりますので、変更届で対応いたしました。

【変更届 No. 89 固定資産税賦課事務】

(小磯会長)

変更後の経常的な目的外提供先に公安委員会がありますが、こういった内容で経常的に公安委員会に提供する必要があるのでしょうか。

(資産税課 矢端主任)

公安委員会ですが、放置車両の使用者に対して、放置違反金の滞納処分を行うために調査がきます。滞納処分を行うことを前提に資産の状況を確認するために回答するものです。

【目的外利用 No. 62 社会福祉法人設立認可等事務】

(小磯会長)

この事務は経常的に指導監査課に情報を提供する内容となりますが、具体的な提供の必要性を説明願います。

(情報政策課 岡田課長)

本件については、前回6月の書面決議の際に指導監査課が提出した変更届に関連した届となります。社会福祉法人の適正な運用を監督・指導することを目的に、福祉部内で情報を共有する内容となります。この事務の対となる届として今回目的外利用の届出をいたしました。

【目的外利用 No. 74 就学援助】

(小磯会長)

目的外利用の NO. 74 について、既に開始されている事務ではありますが、コロナ禍で余った給食の食材を就学援助を受けている世帯に贈与するために、個人情報の提供を行う事務となりますが、委員さん方はこちらについて何か意見はありますか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

公益性にも繋がり、内容も問題ないと思われまますので、審査会として事務の内容は妥当であると意見を出したいと思います。

【目的外利用 No. 75 農業経営改善計画認定事務】

次に NO. 75 ですが、こちらについて何か意見はありますか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

群馬県の補助金を受けるために、認定農業者の情報を農政課から農村整備課に提供するものです。内容も問題ないと思われまますので、審査会として事務の内容は妥当であると意見を出したいと思います。

【目的外提供 No. 168～257 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置】

(小磯会長)

目的外提供の NO. 168 からの届出ですが、警察に対しDVに関わる情報をかなりの件数を提供していますが、何か増えた理由はあるのでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

本日すべての案件に対し、内容を持ち合わせてはいませんが、すべて個別の案件ごとに捜査に必要な情報だということで、必ず書面で照会をもらい、目的外提供を行っています。

【目的外提供 No. 429 身体障害者福祉法施行事務】

(小磯会長)

No. 429 ですが、岡山大学の研究の一環として、本市の視覚障がい者の情報を使用するということですが、委員さん方はこちらについて何か意見はありますか。

(小磯会長)

提供を行う記録項目について、基本項目に「性別」、その他記録項目として「障害等級」、「年齢」、「現傷病名」とありますが、個人は特定せずに提供するということでしょうか。

(障害福祉課 栗原係長)

その通りです。氏名、住所等個人を識別して提供は行いません。

(小磯会長)

他に意見がないようであれば、事務の中身も問題ないと思われしますので、審査会として事務の内容は妥当であると意見を出したいと思います。

7 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午後2時20分